

平成18年度までの三位一体の改革について

地方六団体

- 1 3兆円の税源移譲を確実に実現すること。
- 2 残り6,000億円の税源移譲に係る国庫補助負担金改革は、政府の要請を受け2回にわたり提出した「地方の改革案」の中から実現すること。この場合、必ず施設整備費も税源移譲の対象とすること。
- 3 生活保護費及び児童扶養手当に係る国庫補助負担金を改革の対象とすることは断固受け入れられないこと。
なお、厚生労働省は、昨年提出した「地方の改革案」の中の児童保護費等負担金（私立保育所運営費）等で、改革指示額を十分達成可能であること。
- 4 義務教育費国庫負担金は、地方の改革案に沿って改革し負担率の引き下げは行わないこと。
- 5 「三位一体の改革」は、平成18年度までの改革にとどまることなく、引き続き19年度以降も地方の意見を尊重しつつ、更なる改革を強力に推進すること。